

福岡空港調査 P I 有識者委員会規約

(趣旨)

第 1 条 この規約は、福岡空港の総合的な調査において、福岡空港調査連絡調整会議(以下「調整会議」という。)が行うパブリック・インボルブメント(以下「P I」という。)に係るプロセスの透明性、客観性及び公正性を確保することを目的として設置された福岡空港調査 P I 有識者委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、委員の構成その他運営に関する事項について定めるものとする。

(所掌事務等)

第 2 条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) P I 実施計画に関する評価
- (2) P I 実施段階における監視
- (3) P I 実施結果に関する評価
- (4) その他委員会の目的実現のために必要な事項

2 前項のほか、委員会は必要がある場合は調整会議に対して P I プロセスに関して助言を行い、調整会議は委員会からの助言に対応する責務を負うものとする。

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、所掌事務の遂行に必要な専門的知識及び福岡空港が抱える課題への対応策について中立的かつ客観的な考え方を有する有識者で構成し、別紙の通りとする。

2 委員の変更に際しては、委員会の承認を必要とする。

(第三者性)

第 4 条 委員は、特定の行政機関及び特定の利害関係者の利益を代表してはならない。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長をおく。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、調整会議に対して委員会の会議への出席及び委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、個人を識別させる情報、個人の権利利益を害する恐れのある情報等を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員の職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第 9 条 委員会は、特段の理由がある場合を除き、原則として公開とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は福岡市が行う。

(その他)

第 11 条 この規約に定めのない事項は、委員会が定める。

付 則

この規約は、平成 16 年 12 月 9 日に施行する。